

ご存じですか

確定申告を間違えたとき

修正申告・更正の請求などができます

確定申告も終わり、ホッと申告書を眺めていたら、計算間違いを発見……。

このように、申告書を提出したあとで、計算違いなど申告内容の間違いを見つけたときは、それを訂正することができます。

そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続きなどについて紹介しましょう。

税額を少なく

申告していたとき

申告した税額が少なかったことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更正」(税務署の調査により、新たに納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたらすると、新たに納める税額のほかに、その税額の5%の過少申告加算税がかかります。ただし、調査を受ける前に自主的に修正申告した場合は、過少申告

加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっていきます。

税額を多く

申告していたとき

申告した税額が多かったことを、申告後に気付いたときは、「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、

申告期限から一年間。ですから昭和五十七年度分の更正の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日までです。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

確定申告を

忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は税務署から、「決定」(税務署の調査により、納める税額が通知される)を受けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは、「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、納める税額のほかに、その税額の10%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は5%で済みます。

期限後申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。手続きなどにわからない点がありましたらお近くの税務署にご相談ください。

土地や建物を売りました
さて、税金は……

3月は、税金の申告の時期でした。

この季節になると、前年に土地や建物を売った(この所得を譲渡所得といいます)が、税金はどの位の納めなくてはいけないかなどの相談があいつぎます。

ところが、譲渡所得に対する税金は、所得税(国税)だけで済むものと思っている方がかなり多くいます。

譲渡所得は、所得税はもちろん町民税や県民税の対象にもなるし、国民健康保険税の基礎にもなります。

手にしたお金を全部使い切ってしまうと、あとあと税金の支払いに困ることになりますので、預金、貯金などにして、納税にそなえましょう。

譲渡所得に対する税金は、次のようになります。

- 長期(譲渡をした年の1月1日において、所有期間が10年を超える土地、建物)譲渡所得が、4,000万円以下の場合。

区分	税率
国税 (所得税)	課税長期譲渡所得金額 (費用等を差引いた金額) × 20%
住民税	個人町民税 × 4%
	個人県民税 × 2%
国民健康保険税	(費用を差引いた金額) × 4.4%

※国民健康保険税は世帯主等の所得と合算して課税されます。

- 居住用財産(申告者が現に居住していた)を売ったときは、所得税には特別に3,000万円が控除される制度もあります。

4月1日から戸籍手数料が
下記のとおり改正されます。

種類	改正前	改正後
戸籍謄、抄本 1通	200円	300円
除かれた戸籍謄、抄本1通	300	500
戸籍に記載した事項に関する証明(身分証明)1件	100	200